

お知らせ《 information 》

下北地域県民局県税部からのお知らせ
～不動産取得税（県税）の軽減制度について～

不動産取得税は、土地や家屋を取得したときに一度だけ課税される県の税金です。

軽減制度として次のものがあります。

1 住宅の取得についての軽減制度

- ・新築（未使用の建売住宅等を含む。）で床面積が50㎡以上240㎡以下である住宅（以下「特例適用住宅」といいます。）を取得した場合、最高1,200万円（「特例適用住宅」であり、「認定長期優良住宅」を平成21年6月4日から平成24年3月31日まで取得した場合は1,300万円）が価格から控除されます。
・一定の条件を満たす中古住宅（以下「既存住宅」といいます。）を取得した場合、住宅が新築された時期に応じて最高1,200万円が価格から控除されます。

※既存住宅の条件

- ・取得者が自ら居住するものであり、床面積が50㎡以上240㎡以下であること
・次のア、イのいずれかに当てはまること
ア 新築後の経過年数が20年（軽鋼鉄骨造以外の非木造住宅は25年）以内であること
イ 平成17年4月1日以降の取得で、①または②に当てはまること
① 昭和57年1月1日以後に新築されたものであること
② 新耐震基準に適合していることが証明されたものであること

2 住宅用土地の取得についての軽減制度

次のいずれかの要件に当たる場合には、法律で定める金額が税額から減額されます。

- ア 土地を取得した日から3年以内にその土地の上にある特例適用住宅を取得した場合
イ 土地を取得した日前1年の期間内にその土地の上にある特例適用住宅を取得した場合
ウ 土地を取得した日前後1年以内にその土地の上にある既存住宅を取得した場合

なお、これらの軽減を受けるためには申告が必要となります。

詳しくは『下北地域県民局県税部 課税課』（☎22-8581 内線208）までお問い合わせください。

あなたも参加 わたしもやります “交通安全”

平成22年

県内の交通事故概況

青森県交通対策協議会 平成22年10月31日現在

Table with columns for 10月中, 10月末累計, and categories for 発生日数, 死者, 傷者, 飲酒運転による死者, 高齢者の死者, 自動車乗車中の死者, 非着用死者, 着用していれば助かったと思われる人.

※()内は対前年比です。また、速報値のため後日変更することがあります。

毎月1日は「県民交通安全の日」・15日は「高齢者交通安全の日」

冬の交通安全県民運動

毎年この時期は、夕暮れ時・夜間における高齢者の事故や、飲酒運転による重大事故の発生が懸念されるほか、積雪・凍結路面でのスリップ事故が多発する傾向にあります。

交通ルールの遵守と交通マナーの実践について再確認し、県民総ぐるみで交通事故の防止に努めましょう。

運動の期間

平成22年12月11日(土)から12月20日(月)までの10日間

運動の重点

- 1 高齢者の交通事故防止
2 飲酒運転の根絶
3 冬道の安全運転の推進
4 踏切事故の防止

県民総ぐるみで交通事故を防止しましょう